

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業重要事項説明書（令和7年6月～）

第1号通所事業サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 開く会
主たる事務所の所在地	〒245-0015 神奈川県横浜市泉区中田西1-11-2
代表者（職名・氏名）	理事長 鈴木 正明
設 立 年 月 日	平成2年3月7日
電 話 番 号	045-800-1465

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	横浜市下倉田地域ケアプラザ		
サービスの種類	第1号通所事業		
事業所の所在地	〒244-0815 神奈川県横浜市戸塚区下倉田町1951-8		
電話番号	045-866-2020		
FAX番号	045-860-0200		
指定年月日・事業所番号	平成15年12月1日 指定	1471001014	
実施単位・利用定員	1単位	定員40人	
通常の事業の実施地域	横浜市戸塚区、栄区、港南区（日限山1～4、 日野南5～7）		
併設事業所	居宅介護支援事業所、通所介護、地域包括支援センター		
第三者評価の有無	有・ 無	実施した直近の 年月日	—
実施した評価機関の名称	—	評価結果の開示 状況	—

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むこと、社会的孤立感を解消すること、心身の機能及び利用者家族の負担軽減ができることを目的とし、第1号通所事業を提供します。
運営の方針	事業の実施にあたっては、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。又地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター及び介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練、レクリエーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます
営業時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時45分まで

6. 事業所の従業員の体制等

（令和7年5月20日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	人	1人		
生活相談員	人	3人	人	人
看護職員	人	人	人	6人
介護職員	人	3人	人	10人
機能訓練指導員	人	人	人	6人

※管理者…業務の管理を一元的に行います。また当該事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。

生活相談員…事業者に対する通所介護等の利用の申込みにかかる調整、通所介護計画の作成等を行います。

看護職員…利用者の健康状態を把握し、医療的な立場から指導助言を行い

ます。
介護職員…入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行います。

機能訓練指導員…機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たります。

また事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備しています。

- ①採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ②定期研修 年 2 回以上

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	西隈 肇
--------	------

8. 利用料等

サービスを利用した場合の基本利用料は別紙約款にある利用者負担金の項目によります。またお支払いいただく利用者負担額は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合によります。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(キャンセル料)

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の午前 9 時までに事業所に申し出てください。利用日の午前 9 時までに連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の午前 9 時まで	無料
利用予定日の午前 9 時以降	食費代相当 750円

(支払方法)

毎月、15 日までに前月分の利用料の請求をいたします。

お支払方法は、原則銀行・郵便局の指定口座からの引き落としとさせていただきます。引き落としが難しい場合はご相談下さい。

9. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならない ようお願いします。
- ・利用者の事情で時間に遅れた場合、送迎サービスが受けられない場合があります。

10. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について国及び自治体が定めた法令等を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ・事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び横浜市等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	045-866-2020
	受付時間	月曜日から土曜日 9時から17時
	担当者名	西隈 肇

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦 情 受 付 機 関	横浜市「はまふくコール」 (横浜市苦情相談コールセンター)	電話 045-263-8084
	戸塚区高齢・障害支援課	電話 045-866-8452
	栄区高齢・障害支援課	電話 045-894-8547
	港南区高齢・障害支援課	電話 045-847-8495
	神奈川県国民健康保険団体連合会	電話 045-329-3447

14. 非常災害対策

- ・事業所は、防火管理についての責任者を定め、通所介護等実施中の非常災害に備えて消防計画・風水害や地震等の対処計画を作成します。
- ・事業所は、消防計画に基づき年2回避難訓練等を行います。

15. 衛生管理

- ・事業所は、感染症の発生・まん延防止のための対策検討委員会をおおむね6か月に1回開催するとともに指針を整備します。
- ・従業者に対し、上記の周知徹底を図るとともに感染症予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施します。

16. 虐待の防止および身体拘束廃止

- ・事業所は、虐待の発生・再発防止のための対策検討委員会を定期的に開催し、従業員にも結果を周知していきます。また虐待防止の指針を整備します。それらを適切に実施するための担当者を設置します。
- ・サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむなく身体拘束を行う場合には家族等の同意を得るとともに、その状況や理由を記録し、身体拘束の早期解除に向けた検討を重ね、身体拘束廃止に努めます。

17. 業務継続計画の策定

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じていきます。
- ・従業者に対して業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。
ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告

期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- ・利用者の要介護状態区分が要介護又は自立となった場合
- ・利用者が死亡した場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが2ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

説 明 者	法人名	社会福祉法人 開く会
	事業所名	横浜市下倉田地域ケアプラザ
	氏 名	_____

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意し交付を受けました。

利 用 者	住 所
	氏 名

代 理 人	
または立会人	住 所
	氏 名
	本人との続柄

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業契約書

_____様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人開く会 横浜市下倉田地域ケアプラザ（以下「事業者」といいます。）は、事業者が提供する第1号通所事業【総合事業通所介護】（以下「サービス」といいます。）の利用等について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、_____年____月____日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日までとします。

ただし、契約期間満了日前に利用者が要支援状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から契約を更新しない旨の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されます。第1項のただし書きは、更新後の契約についても適用されます。

（個別サービス計画の作成）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプランの内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した介護予防通所計画を作成します。

2 介護予防通所計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し同意を得た上で、交付します。

3 事業者は、介護予防通所計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「重要事項説明書」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この

申し出があった場合、当該変更が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センター又は介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者からお支払いいただく利用料及びその他の費用等は、別紙重要事項説明書及び約款に記載のとおりです。

- 2 事業者は、利用月ごとに利用料等を計算し、請求書に合計額と明細を付して、利用月の翌月15日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は、1ヶ月の利用料等の合計額を、利用月の翌月末日までに原則銀行・郵便局の指定口座からの引き落としにて事業者に支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(利用料等の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正や経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由等により、利用料等の変更の必要が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用料等を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、この契約を解約することができます。

(利用料等の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料等を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員及び横浜市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の協議を行った上で、利用者が第1項の期限までに滞納額の支払いをしなかったときは、文書で通知することにより契約を解約することができます。

- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできません。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、事業者に対して7日以上予告期間をおいて文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が7日以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が、守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (4) 事業者が、倒産した場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1ヶ月以上の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者又はその家族が事業者や従業員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- 3 事業者は、前2項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター又は介護支援専門員及び必要に応じ横浜市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第6条又は第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第9条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (5) 第7条第3項又は第9条第2項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ

た場合

- (6) 利用者が介護保険施設へ入院又は入所した場合
- (7) 利用者の要介護状態区分が要介護又は自立となった場合
- (8) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第11条 事業者及び従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、予め文書で同意を得ない限り、利用者の介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター又は介護支援専門員及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において用いません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又はその家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の故意・過失等の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
- 3 利用者又はその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(苦情処理)

第13条 利用者又はその家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口又は関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者又はその家族が、苦情申立を行ったことを理由として、利用者に対していかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを完結後5年間保管し、利用者又はその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又は複写物を交付するものとします。

(契約外条項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

または立会人

氏 名

本人との続柄

事 業 者 所在地 横浜市戸塚区下倉田町 1951-8

名 称 社会福祉法人 開く会
横浜市下倉田地域ケアプラザ
所長 西隈 肇

第 1 号通所事業 契約約款

（サービスの内容）

第 1 条

- 1 当該サービスは、事業者が管理運営する施設において、利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な介護、並びに機能訓練等を行うものです。
- 2 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。
- 3 サービス提供に当たっては、別添の「通所介護サービス計画書」に沿って提供します。

サービス提供を行う施設	所在地	横浜市戸塚区下倉田町1951-8		
	名 称	横浜市下倉田地域ケアプラザ	電話	045 (866) 2020

	曜日	時 間 帯	内 容 （ 概 要 ）
(1)	曜日	9：15～16：45	・レクリエーション ・入浴 ・食事
(2)	曜日	9：15～16：45	・レクリエーション ・入浴 ・食事
(3)	曜日	9：15～16：45	・レクリエーション ・入浴 ・食事
(4)	曜日	9：15～16：45	・レクリエーション ・入浴 ・食事

○口腔機能向上サービス・・・ 有・無（1回/月の実施）

（上記以外の利用曜日）

	曜 日	時 間 帯	内 容 （ 概 要 ）
(1)	第 週 曜日	： ～ ：	・レクリエーション ・入浴 ・食事
(2)	第 週 曜日	： ～ ：	・レクリエーション ・入浴 ・食事
(3)	第 週 曜日	： ～ ：	・レクリエーション ・入浴 ・食事
(4)	第 週 曜日	： ～ ：	・レクリエーション ・入浴 ・食事

（担当者）

第 2 条 サービスの提供責任者は、次の者です。サービスについてご相談や苦情等がある場合は、どんなことでもお寄せください。

氏名： 西隈 肇 連絡先（電話）： 045 － 866 － 2020

（実施地域）

第 3 条 サービスを実施する通常の地域は、横浜市戸塚区、栄区、及び港南区（日限山 1～4、日野南 5～7）とします。

（もてなし等）

第 4 条 サービス従事者に対する贈り物や飲食のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(利用者負担金)

第5条

1 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。

横浜市下倉田地域ケアプラザ 利用料金表

○介護保険サービスの利用者負担算出方法

→地域単価×単位数=Aとした場合、 $A-(A \times \text{負担割合} \times 1(1 \text{ 円未満切り捨て}))$ となります。

R6年6月1日～

②要支援1、2、事業対象者の利用者

横浜市の地域単価…

2級地

10.72 円

横浜市通所介護相当サービス費(1月につき)	単位数	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)	
横浜市通所介護相当サービス費 (1)通所型独自サービス1	1,798	1,927	3,855	5,782	事業対象者、要支援1 (週1回程度)
(2)通所型独自サービス/22	1,798	1,927	3,855	5,782	要支援2 (週1回程度)
(3)通所型独自サービス2	3,621	3,882	7,763	11,645	事業対象者、要支援2 (週2回程度)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	161	322	483	1月につき
サービス提供体制強化加算					
・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 事業対象者、要支援1、要支援2(週1回程度)	72	78	155	232	1月につき
事業対象者、要支援2(週2回程度)	144	155	309	463	1月につき
送迎関連減算					
送迎を行わない場合の減算			-47		片道につき
介護職員処遇改善加算(1月につき)※2					
・介護職員処遇改善加算Ⅱ	(介護報酬総単位数 ^{※3} ×9.0%) ^{※4} ×10.72				
介護保険外サービス費					
昼食代(おやつ代含む)			750 円		1日につき
紙パンツ			105 円		1枚(ご持参いただかなかった場合)
パット			15 円		1枚(ご持参いただかなかった場合)

※1 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

※2 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))

※3 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※4 1単位未満の端数四捨五入

2 利用者負担金については、利用時に毎回現金にてお支払いいただくか、ご指定の金融機関口座から引き落としさせていただきます。

3 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事に係る経費については、事前に利用者に説明したうえで、ご負担いただくことがあります。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- ①居宅サービス計画等に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び地域包括支援センター、介護支援専門員や他のサービス事業者との連絡調整等において必要な場合
- ②利用者が自らの意思によって介護保険施設等に入所されることに伴う情報の提供
- ③利用者が必要な医療を受けるための医療機関との情報の共有
- ④行政機関による指導・監督や事故発生時の報告などに伴う情報の提供

2 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他のサービスを提供するために最小限必要な利用者やその家族個人に関する情報。

3 使用する期間

契約で定める期間に準ずる。

4 条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

事業者 横浜市下倉田地域ケアプラザ 所長 西隈 肇 様

(利用者) 住所
名前
電話

(利用者の家族等) 住所
名前
利用者との続柄
電話